

令和3年第2回
志木市農業委員会総会議事録

令和3年2月24日

志木市農業委員会

令和3年第2回志木市農業委員会総会日程

令和3年2月24日（水）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第3号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
 - (2) 議案第4号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について
 - (3) 議案第5号『農地登録申請』について
- 第4 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和3年第2回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月24日（水）午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 志木市民会館 3階 302会議室

3. 出席委員（12人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	2番	市之瀬 滋
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	7番	齊藤 正歳
	9番	波澄 洋子
	6番	大島 廣明
	10番	抜井 和彦
	職務代理	11番
12番		志村 二美重

4. 欠席委員（2人）

3番	小山 武英
8番	石井 敏男

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第3号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
議案第4号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について
議案第5号『農地登録申請』について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐野 由美子
書 記	市之瀬 光洋

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和3年 第2回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中11人で行っていただき、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長をお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和3年第2回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 波澄 洋子委員、10番 抜井 和彦委員をお願いいたします。併せて、書記として市之瀬主査を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第3号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

(2) 議案第4号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について

(3) 議案第5号『農地登録申請』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第3号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第3号受付番号1番、2番、4番、5番について、事務局から説明を求めます。

○市之瀬主査 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号1番の申請人及び農地の状況につきましては、志村委員に、受付番号2番の申請人及び農地の状況につきましては、大島委員に、受付番号4番の申請人及び農地の状況につきましては、田中会長に、受付番号5番の申請人及び農地の状況につきましては、志村委員に、ご同行いただいて、確認しております。この後、各委員よりご説明がございます。以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第3号受付番号1番について、清水和雄委員説明、報告をお願いいたします。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第3号受付番号1番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、道なりに約〇〇メートル進み、〇〇通りに〇折をし、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他1筆の現地を確認したところ、麦や蔬菜類が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、議案第3号受付番号2番について、大島廣明委員説明、報告をお願いいたします。

○6番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第3号受付番号2番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■ ■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求

めているものであります。申請地は、8ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、道なりに約〇〇メートル進み、〇〇通りに〇折をし、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、稲が刈られており、野菜も栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、議案第3号受付番号4番については、私、田中より説明、報告をいたします。

○13番 田中会長

指名がありましたので、議案第3号受付番号4番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、9ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、道なりに約〇〇メートル進み、〇〇通りに〇折をし、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、稲が刈られており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします

○田中会長

続きまして、議案第3号受付番号5番について、志村 晃委員説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第3号受付番号5番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、10ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇を〇折。約〇〇メートルほど進み、〇折し約〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、稲が刈られ、ねぎ、葉物野菜も栽培されており適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業

経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第3号 受付番号1番、2番、4番、5番について
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第3号 受付番号1番、2番、4番、5番は可決されました。

ありがとうございました。

○田中会長

次に、議案第4号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について、
事務局から説明を求めます。

○市之瀬主査 【事務局説明】

本案件は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による都市計画生産緑地地区の変更につきまして、都市計画課より2月4日に協議の依頼があったものでございます。

詳細は、11ページから39ページをご覧ください。

件数が多いため、1地区ごとの朗読は省略させていただきます。

12ページにございます、1の生産緑地17件の変更と、3の生産緑地4件の追加につきましては、先日11月にご協力いただき、確認していただきました生産緑地となっております。
また、2の生産緑地8号地区につきましては、市営墓地に転用された箇所となっております。
ご確認等、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第4号について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

議案第4号『志木市都市計画生産緑地地区の変更について』、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第4号は、可決されました。ありがとうございました。

○田中会長

次に議案第5号受付番号3番『農地登録申請』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

(事務局朗読)

○田中会長

それでは、議案第5号受付番号3番について、事務局から説明を求めます。
続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

○市之瀬主査 【事務局説明】

本案件は、もともと耕作していた農地であります。一時耕作を していなかった期間があり、その時期より雑種地課税をされております。平成23年2月からは農地として適正に耕作し、管理していることから、再度、農地として登録するものでございます。

申請人及び農地の状況につきまして、清水和雄委員に、ご同行いただいて、確認しております。このあと清水委員よりご説明いただきます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第5号受付番号3番について、清水委員説明、報告をお願いいたします。
(清水委員より説明、報告)

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第5号 受付番号3番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、農地登録申請についての証明に、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第5号受付番号3番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(3) 報告第3号『農地法第3条の3第1項の規定による届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

(事務局朗読)

○田中会長

それでは、報告第1号 受付番号1番につきましては、私、田中より報告いたします。

申請地は、41ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、〇〇の交差点を〇折し、約〇〇メートル進み、交差点を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、周囲が住宅敷地となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

つづきまして、報告第1号 受付番号2番につきましては、志村二美重委員の報告を求めます。

○12番 志村 二美重委員

指名がありましたので、報告第1号受付番号2番について、報告を行います。

申請地は、42ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■■のある交差点を左折、約500メートルほど直進し、信号機のない細い道を右折、さらに10メートル進んだ左側が申請地となります。現地は、周囲が住宅敷地となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に、報告第2号 受付番号1番につきましては、三枝将樹委員の報告を求めます。

○1番 三枝委員

会長の指名がありましたので、報告第2号受付番号1番について、報告を行います。

申請地は、43ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇交差点を〇折し、〇〇を約〇〇メートル進み〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地になります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に、報告第2号 受付番号2番につきまして、大島廣明委員の報告を求めます。

○6番 大島委員

会長の指名がありましたので、報告第2号受付番号2番について、報告を行います。申請地は、44ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇交差点を〇折し、〇〇を約〇〇メートル進み〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地になります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に、報告第2号 受付番号3番につきまして、齊藤正歳委員の報告を求めます。

○7番 齋藤委員

会長の指名がありましたので、報告第2号受付番号3番について、報告を行います。申請地は、45ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇交差点を〇折し、〇〇を約〇〇メートル進み〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地になります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に、報告第2号 受付番号4番につきましては、私、田中より報告いたします。

申請地は、46ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇交差点を〇折し、〇〇を約〇〇メートル進み〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地になります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。以上です。

○田中会長

それでは、ただいまの報告第1号、2号、3号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、
令和3年3月23日 火曜日、午後2時、総合福祉センター4階401会議室で行う予定でござい
ますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、3月2日 火曜日、午後2時ということでよろしくお願いたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないので、事務局から事務連絡を
お願いたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

①生産緑地買取の斡旋について

②8・1調査について

以上でございます。。

○田中会長

以上をもちまして、令和3年第2回農業委員会総会を
閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和3年2月24日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9 番 波澄 洋子

10 番 抜井 和彦